

# 補助金の見直しに関する方針

平成28年9月

枚方市

## 1. 補助金の見直しの目的

補助金の見直しについては、これまでも、行財政改革を推進する中で、各種事務事業の見直しとともに取り組んできましたが、補助金を取り巻く状況は今後も絶えず変化していくことが予想されることから、補助事業の有効性をより高めるため、定期的に見直しを行う必要があります。

また、少子高齢化の進展等により市税収入の減少が見込まれる中においても、人が集まるまちづくりをめざし、多くの施策を着実に実行していく必要があることから、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政の担う役割を明確にし、より一層の適正化・最適化を図ることが重要です。

こうしたことから、今回「補助金の見直しに関する方針」を策定し、本方針に基づいた補助金の見直しを実施するものです。

## 2. 補助金の見直しの基本方針

各補助金は、その時々々の社会情勢や行政課題を踏まえ、行政目的を達成するための手段の一つとして制度を創設し、交付してきました。しかし一方で、一度創設された補助金は、目的達成度や効果測定等の検証が十分になされないまま、長期的、硬直的な運用になりがちです。

こうしたことを踏まえ、本市における補助金制度が、現下の社会情勢等に対応し、より適正な制度の構築、転換、運用が図られるよう、以下の基本方針を設定し、補助金の見直しを実施します。

### (1) サンセット方式の導入と定期的な見直し

全ての補助金についてサンセット方式を導入し、終期にあわせて制度の継続可否を含めた補助金の見直しを定期的実施する。

なお、終期の設定は3年とする。ただし、他の法令等で終期が定められている場合はそれによるものとする。

※サンセット方式: 補助制度等について、あらかじめ制度の終期を条例や規則、要綱等で明示しておくことをいう。

### (2) 補助金の検証と透明性の確保

各補助金の目的、効果、交付対象、補助対象経費、補助率、補助額等について検証し、より適正な制度となるよう見直す。また、本市の補助金制度の透明性を確保するため、積極的に市ホームページ等で公表を行う。

### (3) 的確なニーズ把握や効果測定の実施

補助金交付の費用対効果が最大となるよう、的確なニーズ把握や効果測定を行い、より効果的な補助金への転換を図る。

### 3. 見直しのための仕組み

補助金の見直しを実施するにあたっての手法等は次のとおりです。

#### (1) 見直しの対象

見直しの対象とする補助金は、予算科目において、「補助金」として支出している全補助金を対象とする。なお、一般会計及び特別会計においては、細節「補助金」とし、企業会計においては、節「補助金」とする。

ただし、法令で義務付けられているなど本市の裁量が及ばない補助金や、繰出金としての性質を有する企業会計への補助金、概ね3年以内で終了する単発の補助金については対象外とする。

#### (2) 見直しの方策

各補助金は、以下の「①補助金交付の基本的な視点」と「②補助金性質分類別の視点」の2つの視点から見直しを実施する。

具体的な手法としては、2つの視点をさらに具体化した、「補助金チェックシート」を用いて各補助金の見直しを進める。

##### ①補助金交付の基本的な視点と方向性

各補助金については、公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性それぞれの視点で確認し、見直しを行う。

公益性	事業目的や内容に、補助を行うに足りる公益性が客観的に認められるか。 →社会情勢の変化等により公益性が失われた補助金については廃止する。
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが高く、真に補助すべき事業であるか。 →ニーズ把握の具体的な手法を確保する。 →すでに当初の目的を果たしている補助金やニーズが低い補助金については廃止する。 →交付申請数が著しく少ない補助金については廃止を検討する。
有効性	交付する補助金が期待する効果をあげているか。 →補助金交付の効果を測る効果測定の手法を確保する。 →費用と比較し、期待する効果が得られていない場合は廃止を含めた補助金のあり方を検討する。 →委託や直接執行など補助金交付と比較し、より効果的な手法がある場合は転換を行い、補助金は廃止する。
公平性	受益が偏ることなく、他団体や市民との間で公平性が保たれているか。 →公平性が確保できていない補助金については、補助交付対象の見直しを行う。
妥当性	補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであるか。 →原則として全額補助は行わない。 →補助対象経費や補助率等を明確にし、必要に応じて要綱化等を検討する。また、これらの情報は市ホームページ等により積極的に情報公開する。

## ②補助金性質分類別の視点と方向性

各補助金をその性質別に分類し、それぞれの性質別の方向性により見直しを行う。

制度的補助	法令等に基づき交付する補助金。 →国、府等で制度が継続実施される限りは本市においても補助金交付を実施する。ただし、原則として市単独による上乗せ補助等は行わない。
団体運営補助	団体等の運営のために交付する補助金。 →原則廃止する。現在交付している団体運営補助金についても、目的と用途が明確な事業費補助金へ移行する。
事業費補助	団体等が実施する事業（イベント、建設事業、地域事業含む）に対して交付する補助金 →市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を行う。また、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付の要否を検討する。
その他	上記いずれにもあてはまらない補助金（個人に対して給付される補助金など） →社会情勢やニーズに合致しているか、他の類似制度と重複が無いかなどを厳格に見極めたうえで補助金交付を行う。

### （３）個別事情の考慮

補助金を変更・廃止することにより市民生活に重大な影響を与える事情がある場合は個別の判断を行う。

また、見直し内容の反映についても、市民生活に急激な変化を与える可能性がある場合は、経過措置の設定等の適切な配慮を行う。

### （４）各補助金の見直し内容の決定

「補助金チェックシート」の内容について必要に応じて所管課と行革推進課の間で協議を行う。その後、行政改革実施本部会議にて各補助金の見直し内容を決定する。決定した見直し内容については、各補助金制度の修正や予算要求に反映するなどの対応を行う。

### （５）見直し実施結果の公表

補助金の見直し結果については、市ホームページで公表を行う。

### （６）次年度以降の取り組み

#### ①新たに補助金制度を創設する場合

各課において「補助金チェックシート」に適合するよう、補助金制度の設計を行う。

#### ②既存の補助金

見直し実施結果の反映については、その進捗管理を行革推進課で行う。

また、サンセットの終期時期についても行革推進課で管理し、終期が到来する補助金については、再度見直しを実施する。

# ※見直しの流れ（フローチャート）

